

「学校薬剤師と連携を」

県庁で県学校保健研究大会

第四十一回県学校保健研究大会が十五日、県庁であり、養護教諭など県内の学校保健関係者約二百人が参加。子どもたちが健康で安全な学校生活を送るための環境衛生検査からくすり教育

課題などについての理解を深めた。

特別講演では県学校薬剤師会の西村正広会長が「学校薬剤師を活用しよう―環境衛生検査からくすり教育

まで」と題して講演。学校で行う環境衛生検査の方法や注意点を説明し、「検査を先へきに行うためには学校薬剤師と連携する必要がある」と呼び掛けていた。

また、薬物乱用防止やアンチドーピングについても触れ、早い時期から積極的に啓発活動を行い、薬物乱用の恐ろしさを伝えていくことが重要と訴えていた。

このほか、優れた取り組みを進めている学校や個人に対する表彰もあった。受賞したのは次の皆さんと学校。

- 【健康教育推進優秀校】萩市立福川小
- 【同優良校】岩国市立岩国小、同市立神束小、周南市立勝間小、下松市立豊井小、萩市立椿西小、同市立田万川中、山口市立大殿中、県立下関中等教育学校
- 【同準優良校】岩国市立川下小、同市立麻里布小、山陽小野田市立厚陽小、周小

南市立富田東小、萩市立天井中

【学校保健連合会表彰】

國司昌照（学校医）池本和人（同）川口茂治（同）

森本博士（学校歯科医）時澤清（同）深井邦彦（学校薬剤師）大野睦美（同）中角安子（養護教諭）小泉眞理子（栄養教諭）

【学校安全優良校表彰】岩国市立美和東小、光市立周防小、山口市立大内南小、長門市立向陽小、宇部市立万倉小、阿武町立阿武中、県立周南総合支援学校、西浦保育園

【県学校環境衛生優良校】萩市立椿東小、下関市立生野小、萩市立白水小、山口市立名田島小、周防大島町立情島小、下松市立友保中、下関市立内日中

【同準優良校】山陽小野田市立高泊小、美祢市立桃木小、山口市立瀧上中、同市立小郡中、県立徳山北高、県立萩商工高

【学校保健連合会特別功勞表彰】藤政志朗（岩国市立高森小学校医）垣田彌生（山陽小野田市立有帆小歯科医）古谷ユリ子（県立大津高養護教諭）萩市立明倫小



学校保健についての理解を深めた第41回研究大会

学校薬剤師を活用しよう～環境衛生検査からくすり教育まで～

山口県学校薬剤師会 会長 西村正広

我々が現在行っている換気、採光、照明などの学校環境衛生活動は児童生徒等の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るために重要な役割を担ってきました。しかし、完全実施されていないなどの現状があります。その完全実施に向けて万全を期するために、この度、「学校保健法」を「学校保健安全法」に名称を改正し、学校環境衛生基準の策定を明文化し、この実施を学校の設置者および校長の学校環境衛生に関する責務といたしました。これにより、一層、学校環境衛生検査の必要性及び重要性が強調されました。年間計画を学校薬剤師と一緒に立案し、完全実施に向けて努力してしていただきたい。

また、近年、児童生徒等をめぐる社会環境の変化は著しく、健康に関する様々な問題に対応する必要がでてきました。例をあげますと薬物乱用防止・アンチドーピング・くすり教育などがあります。

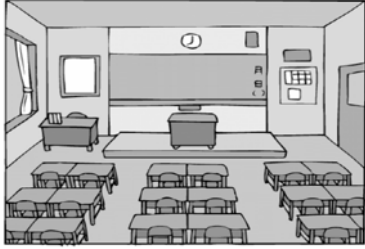
薬物乱用防止の啓発は、薬物乱用防止指導員（学校薬剤師）や警察職員などが「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」を実施し、児童、生徒を対象にシンナー、覚せい剤などの薬物乱用が体や社会に与える本当の恐ろしさについて各種啓発用資材を活用した教室を実施しています。

たばこに関しては平成19年7月から「学校へのたばこに関する出前講座」を開始しました。中・高生の喫煙がここ数年、増加傾向にあります。小学生の喫煙も増え始めており、低年齢化も加速しています。「友達に誘われた」、「カッコいいから」とたばこに手を染めるケースが最も多く、ゲートウェイドラッグ（薬物の登竜門）と言われています。たばこ自動販売機のICカード「タスポ」による年齢認証も導入されています。山口県の県立高等学校は学校敷地内禁煙となりました。早く全ての学校が学校敷地内禁煙になればと思います。

2003年の静岡国体からドーピング検査が導入されました。山口県では、同年山口県で開催した学校環境衛生・薬事衛生研究協議会にアンチドーピング部会を設置し、その後毎年開催している山口県学校環境衛生研究大会においても部会でとりあげて啓蒙しています。2011年には「おいでませ！山口国体」が開催されますので、2009年度には、山口県薬剤師会に「アンチドーピング委員会（仮称）」を発足させる予定です。

医薬品の適正使用の啓発は、薬剤師会あげての事業となっていますが、今回、文部科学省では学習指導要領の改訂を行い、中学校では医薬品に関する内容が取り上げられ、高等学校では医薬品に関する内容の改善が図られることとなります。すなわち学習指導要領に「くすり教育」が記載されます。薬の専門家である薬剤師が「くすり教育」に必要となって来ます。ティーム ティーチング授業などにぜひ学校薬剤師を活用して下さい。

学校薬剤師を活用しよう
～環境衛生検査からくすり教育まで～



第41回山口県学校保健研究大会
平成21年1月15日
山口県学校薬剤師会会長 西村正広

中央教育審議会(63回)

(平成20年1月17日)

子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校安全としての取組を進めるための方策について
(答申)

- 学校健康・安全部会の審議結果 -

「学校環境衛生の基準」 についての提言

完全に実施されていない要因やその対策について十分検討した上で、現在ガイドラインをして示されている「学校環境衛生の基準」の位置付けをより一層明確にするために法制度の整備を検討する必要がある。

「学校内の体制の充実」 についての提言

健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本となることから、すべての教職員が共通の認識を持ち、校長のリーダーシップの下、組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である。

「養護教諭の役割」 についての提言

健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また地域の関係機関との連携が必要となっている中、養護教諭はコーディネータの役割を担う必要がある。

学校保健法等の一部を 改正する法律

第169回国会提出(平成20年2月)
公布(平成20年6月18日)
施行(平成21年4月1日)

学校保健法等の一部を
改正する法律の改正点
法律の題名

「学校保健法」



「学校保健安全法」

学校環境衛生基準の策定を
明文化し、この実施を学校の
設置者および校長の学校環
境衛生に関する責務とした。

これにより、一層、学校環境
衛生検査の必要性及び重要
性が強調された。



http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/02/04021302/002.htm

環境衛生検査

1. 定期環境衛生検査(定期検査)
2. 臨時環境衛生検査(臨時検査)
伝染病・食中毒等発生時
3. 日常における環境衛生(日常点検)
毎授業日に教職員が行う

定期環境衛生検査(期日を定めて行う)

1. 照度及び照明環境
2. 騒音環境及び騒音レベル
3. 教室等の空気
4. 飲料水の管理
5. 雨水等利用施設における水の管理
6. 学校給食の食品衛生
7. 水泳プールの管理
8. 排水の管理
9. 学校の清潔
10. 机、いすの整理
11. 黒板の管理
12. 水飲み・洗口・手洗い場・足洗い場の管理
13. 便所の管理
14. ごみの処理
15. ネズミ、衛生害虫など

学校環境衛生検査報告書

(平成17年改訂版)

山口県学校薬剤師会

<http://yama-yaku.or.jp/gakuyaku/>

学校環境衛生の検査項目・検査回数・検査事項および様式番号

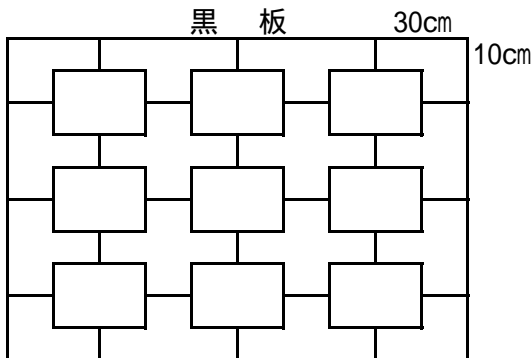
検査項目	回数/年	検査事項	様式番号
1. 照度及び照明環境	2	(1)照度(2)まぶしさ	様式1
2. 騒音環境及び騒音レベル	2	(1)騒音環境(2)騒音レベル	様式2
3. 教室等の空気環境	2	(1)温熱及び空気清浄度(3)換気	様式3
	1	(2)ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物	様式3
		(4)ダニ又はダニアレルゲン	様式3
4. 飲料水の管理	水質 1, 井水1/月	(ア)遊離残留塩素(イ)色度・濁度・臭気・味 (ウ)水素イオン濃度(エ)一般細菌 (オ)大腸菌又は大腸菌群 (カ)塩化物イオン(キ)有機物等	様式4
	施設・設備 1, 井水2	(1)給水源の種類(2)構造・機能(3)材料・塗装 (4)故障等の有無(5)清潔状態(6)塩素消毒設備等	様式4
5. 雨水等利用施設における水の管理	水質 2	(1)水素イオン濃度(2)臭気(3)外観 (4)大腸菌又は大腸菌群(5)遊離残留塩素	様式5
	施設・設備 2	(1)構造・設備(2)維持管理状況	
6. 学校給食の食品衛生	1	学校給食施設	第1票
	3	学校給食設備及びその取り扱い状況	第2票
	3	学校給食従業者の衛生管理状況及び検食、保存食の状況	第3～5票
	3	学校給食用食品等の検収・保管の状況	
	3	学校給食における衛生管理体制及び活動状況	
	3	食器洗浄度の検査・細菌検査・熱風消毒保管庫の温度管理の検査	定期検査(年3回) 様式6
	2	ネズミ、衛生害虫など及び排水溝などの管理 照度検査	定期検査(年2回)
7. 水泳プールの管理	1/月 開設中	(1)プール本体の衛生状態等	様式7 A
		(2)附属施設・設備及びその管理状況	様式7 B
		(3)浄化設備及びその管理状況	様式7 A
		(4)消毒設備及びその管理状況	様式7 A
		(5)照度、換気設備及びその管理状況 (6)水質(7)入場者の管理状況(8)日常の管理状況	様式7 B
8. 排水の管理	1	(1)プール等の排水 (2)水飲み・洗口・手洗い場及び足洗い場等の排水 (3)給食施設等の排水(4)排水の施設	様式8
9. 学校の清潔	3	(1)校地・校舎の清潔状況(2)清潔の実施状況	様式9
10. 机、いすの整理	1	(1)構造(2)適合状況(3)清潔状況(4)破損の有無	様式10
11. 黒板の管理	1	(1)黒板面の色彩の明度と彩度 (2)黒板面の摩滅の程度	様式11
12. 水飲み・洗口・手洗い場・足洗い場の管理	1	(1)清潔の状態(2)施設・設備の故障	様式12
13. 便所の管理	1	(1)清潔、採光・照明、換気の状態 (2)ハエ、臭気の有無 (3)専用手洗い施設・消毒設備の有無等 (4)専用清掃用具の有無等 (5)施設・設備の故障の有無等	様式13
14. ごみの処理	1	(1)ごみの区分等 (2)ごみ容器等の材質・構造・形式 (3)ごみの保管と処理方法 (4)ごみの処理回数 (5)ごみ容器等の配置・清潔 (6)ごみ容器等のネズミ、衛生害虫等の状況 (7)減量、再利用、再資源化の状況	様式14
15. ネズミ、衛生害虫など	2	(1)ネズミ(2)衛生害虫等	様式15
16. 理科薬品管理状況調査表	1	(1)管理(2)保管場所(3)保管庫(4)保管方法 (5)容器(6)帳簿(7)廃棄	様式16 指導マニュアル
その他	学校(訪問・電話)指導報告書		指導報告書
	学校環境衛生検査報告書		検査報告書

学校環境衛生検査表 (照度及び照明環境)

学校長様

検査年月日	平成	年	月	日	時刻	時	分	天候	
測定教室						照明器具の種類と数	黑板	W	個
測定状況	生徒	<input type="checkbox"/> 在	<input type="checkbox"/> 否				教室	W	個
	点灯	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	照明器具の故障の有無	<input type="checkbox"/> 1.あり 個 <input type="checkbox"/> 2.なし	カーテン(ブラインド)の有無	<input type="checkbox"/> 1.あり <input type="checkbox"/> 2.なし	色	
カーテン	<input type="checkbox"/> 使用	<input type="checkbox"/> 不使用							

(照度)



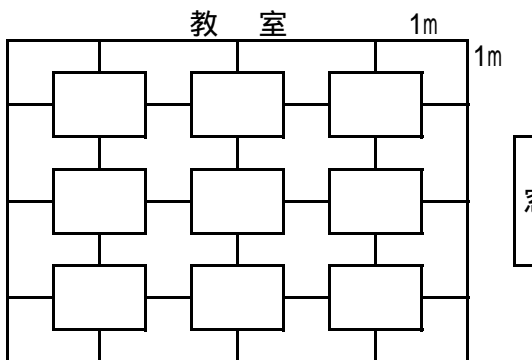
(判定基準)

黒板 300ルクス以上
(500ルクス以上が望ましい)
教室 300ルクス以上
(500ルクス以上が望ましい)

最大照度と最小照度の比は10:1を越えないこととし、やむをえず越えた場合でも20:1をこえないこと。

テレビ及びディスプレイの画面照度は100～500ルクス程度が望ましい。

コンピュータ設置の教室等の机上の照度は500～1000ルクス程度が望ましい。



窓 廊下

窓 廊下

	最大照度	最小照度	最大最小の比
黒板			: 1
教室			: 1

(まぶしさ)

1. 児童生徒等から見て、黒板の外側15°以内の範囲に輝きの強い光源がないか。 有 ・ 無
2. 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないか。 有 ・ 無
3. 見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビ及びディスプレイの画面に映していないか 有 ・ 無

(考察)

検査担当学校薬剤師氏名： _____

学校環境衛生年間計画例			
月	環境衛生管理	月	環境衛生管理
4	ネズミ、衛生害虫(2-1)	8	ホルムアルデヒド(1-1)
	黒板(1-1)	9	便所の管理(1-1)
	騒音(2-1)		騒音(2-1)
5	空気環境(2-1)		ゴミの処理(1-1)
	水飲み・洗口・手洗い場・足洗い場(1-1)		ネズミ、衛生害虫(2-2)
6	清潔(3-1)	10	給食(3-2)
	飲料水(水質、施設・設備)(1-1)		清潔(3-2)
	照度及び照明環境(2-1)	11	理科薬品管理
	給食(3-1)	12	照度及び照明環境(2-2)
	水泳プールの管理(1-1)	1	空気環境(2-2)
7	ダニ(1-1)	2	給食(3-3)
	水泳プールの管理(トリハロメタン)		清潔(3-3)
	排水(1-1)	3	机、いすの整理(1-1)

教室の日常点検のポイント

- 黒板**
 - 明るさは十分にあるか(500ルクス以上が望まし)
 - まぶしさはないか
 - よく拭きとられているか
 - 黒板ふき、黒板の周辺は清潔か
- 机、いす**
 - 児童生徒等の身体に適合しているか
 - 清潔であるか
 - 破損はないか
- 明るさ(机上)**
 - 明るさは十分にある(300ルクス以上)
 - まぶしさはないか
- 騒音**
 - 授業を妨害する音はないか
- 清潔**
 - 室内は清潔で整頓されている
- 衛生害虫**
 - ハエ、蚊、ゴキブリなどがないか
- 空気**
 - 不快な刺激や臭いはないか
 - 換気が適切に行われている
 - 温度は適正か
- ゴミ**
 - ゴミ箱は適切な場所に、置かれているか
 - ゴミ箱の周辺は清潔か
 - (リサイクルできるものはわけてあるか)

学校環境衛生マニュアル6頁

薬物乱用ダメ。ゼツタイ。教室

たばこ出前講座

アンチドーピング

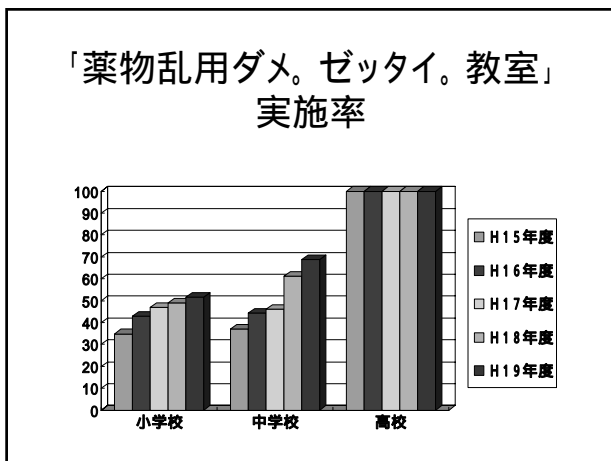
くすりの正しい使い方授業

児童・生徒に対する乱用防止指導

「薬物乱用ダメ。ゼツタイ。教室」の実施

ア 実施目標
小学校1/2、中学校、高校は全校

イ 実施者
薬物乱用防止指導員(学校薬剤師)
警察職員、健康福祉センター職員 等



実施者状況

実施者 学校別	警察職員	薬物乱用 防止指導員	健康福祉 センター職員	教諭等
小学校	50	102	30	16
中学校	88	33	16	10
高校等	108	18	8	12
合計	246	153	54	38

数字は延べ人員
薬物乱用防止指導員 = 学校薬剤師

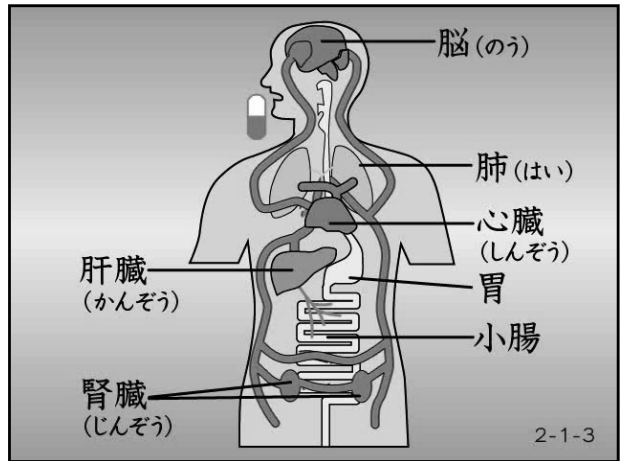
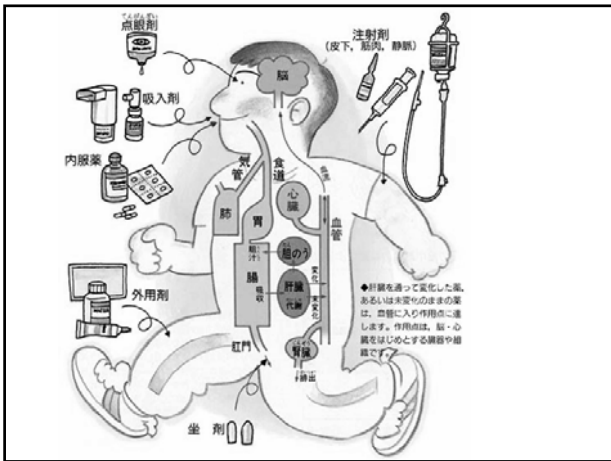
平成15年 静岡国体、ドーピング検査を実施

年度	場所	競技会検査	競技会外検査	合計検体数
H15年度	静岡	33	17	50
H16年度	埼玉	42	8	50
H17年度	岡山	39	21	60
H18年度	兵庫	98	56	154
H19年度	秋田	112	50	162

平成23年(2011年)山口国体

「うっかりドーピング」を防止するには

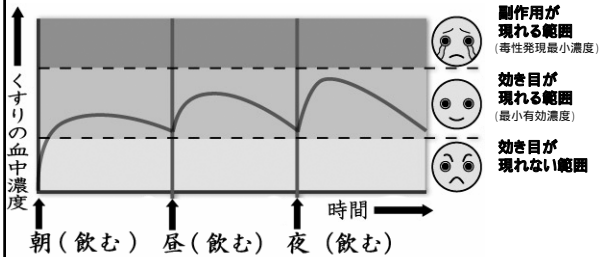
- コーチ、顧問医に使用前に確認する
→ 宿泊先で提供を受けた常備薬等にも注意を払う
- 受診時や市販薬の購入時に、医師・歯科医師や薬剤師に、次のことを申し出る
 - 国体参加選手であること
 - 参加競技名
- 海外製のサプリメント等の摂取を控える



2-1-3

A薬の「血中濃度」とは・・・

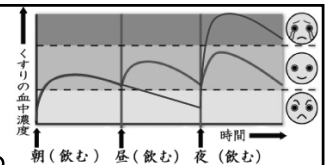
1日に3回服用する薬の場合



くすりの適正使用協議会

A 大切!

服用した薬が、決められた量や回数より多いと、血中濃度が高くなり副作用を起こす場合があります。また少ないと、血中濃度が低くて効果が発揮されないことがあります。



くすりの適正使用協議会